Ｌ　微生物及びその他の生物材料の寄託　Ｌ

指定官庁及び選択官庁の要件

適用される国内法令に，微生物及びその他の生物材料の寄託に関する規定が含まれている国内官庁だけがこの表に掲載されている。この表に別段の記載がない限り，これらの国内官庁に対する特許手続上，特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局の地位を取得しているすべての寄託機関に寄託を行うことができる。これらの当局のリストについてはこの附属書の末尾のリンクを参照されたい。

関連する通知は http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ から確認できる。

更に http://www.wipo.int/budapest/en/guide/index.html において，ブダペスト条約に基づく国際寄託当局の要件に関する情報が紹介されている。

<table>
<tr><th rowspan="2">指定官庁
（又は選択官庁）</th><th colspan="2">出願人が次の事項を届け出なければならない
16か月よりも早い時期（該当する場合）</th><th rowspan="2">該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）</th></tr>
<tr><th>規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された事項</th><th>右欄において特定された追加事項</th></tr>
<tr><td colspan="4">ＡＬ－アルバニア</td></tr>
<tr><td>産業財産総局
（ＧＤＩＰ)(アルバニア)</td><td>無</td><td>出願の時（出願の一部として）</td><td>出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業財産総局（ＧＤＩＰ)(アルバニア）に対する特許手続上，寄託はいかなる専門寄託機関にも行うことができる。</td></tr>
<tr><td colspan="4">ＡＰ－アフリカ広域知的財産機関（ＡＲＩＰＯ）</td></tr>
<tr><td>ＡＲＩＰＯ</td><td>無</td><td>出願時</td><td>出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報</td></tr>
<tr><td colspan="4">ＡＲＩＰＯに対する特許手続上，寄託はいかなる寄託機関にも行うことができる。</td></tr>
<tr><td colspan="4">ＡＴ－オーストリア</td></tr>
<tr><td>オーストリア特許庁</td><td>国際公開の技術的準備の完了前</td><td>出願の時（出願の一部として）</td><td>出願人が可能な限り微生物の特徴に関する重要情報すべて</td></tr>
<tr><td colspan="4">ＡＵ－オーストラリア</td></tr>
<tr><td>オーストラリア特許庁</td><td>無</td><td>出願の時（出願の一部として）</td><td>出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報</td></tr>
<tr><td colspan="4">出願人は，特許付与前，又は出願の失効・拒絶若しくは取下げ前のみ，微生物の試料が発明に利害関係のない当業者である受取人（オーストラリア特許規則3.25A(2)）に提供される旨を通知できる。出願人は，出願が公衆に利用可能となる（通常は国際公開日）前にオーストラリア特許庁にその旨を直接通知しなければならない。</td></tr>
</table>

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＢＡ－ボスニア・ヘルツェゴビナ			
ボスニア・ヘルツェゴビナ知的財産機関	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
ボスニア・ヘルツェゴビナ知的財産機関に対する特許手続上，寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる（これらの当局は更にこの附属書に表示されており，関連する通知は https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。			
ＢＧ－ブルガリア			
ブルガリア共和国特許庁	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
ＢＮ－ブルネイ・ダルサラーム			
ブルネイ・ダルサラーム知的財産権庁（BruIPO）	無	無	無
出願人は，微生物の試料の分譲は，特許が付与される前，又は特許出願が取下げ，放棄擬制，拒絶若しくは拒絶擬制とされた場合に，専門家のみに対して行うことを請求することができる。その旨の請求は，国際出願の公開のための技術的な準備が完了する前に，出願人により国際事務局に書面で提出されなければならない。			
ＢＲ－ブラジル			
国立産業財産機関（ブラジル）	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
国立産業財産機関（ブラジル）に対する手続上，寄託は同機関が認めたいずれの寄託機関にも行うことができる。			
ＢＹ－ベラルーシ			
国立知的財産センター（ベラルーシ）	寄託機関の名称及びあて名は出願時（明細書に記載しなければならない）	無	無
国立知的財産センター（ベラルーシ）に対する特許手続上，寄託は，その目的で特定された国際又はベラルーシ国内寄託機関に，国際出願の優先日以前に行うことができる。			

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＣＡ－カナダ			
カナダ知的財産庁	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前	無	無
出願人が，出願に基づくカナダ特許が発行されるまで，又は出願が拒絶されるまで，又は放棄され回復の余地がなくなるまで，又は取り下げられるまでは，出願で言及する試料の分譲は，特許庁長官が指名した各専門家に対してのみ，長官が提出を認めることを希望する時には，出願人は，国際出願の公開のための技術的準備が完了するまでに，国際事務局にその旨を書面の申立で通知しなければならない。当該申立は，国際出願の明細書及び請求の範囲とは別個のものとしなければならず，更に，ＰＣＴに基づく実施細則第209号で述べられた様式ＰＣＴ／ＲＯ／134によって作成することが望ましい。			
ＣＨ－スイス			
スイス連邦知的財産機関	無	無	無
スイス連邦知的財産機関に対する特許手続上，寄託はＦＩＢ，ＩＦＯ及びＩＡＭに対しても可能である（https://www.ige.ch）。第三者への試料の分譲は次を条件にできる：当該第三者が寄託者の情報目的のために氏名（名称）及びあて名を寄託機関に届け出る。更に（a）寄託された培養若しくはその培養物から生じる培養物を第三者に利用可能とさせない。(b) 法令の範囲外で当該培養物を使用しない。(c) 争いがある場合には，(a)及び(b)に基づく義務に違反していない旨の証明の提出を約束する。			
ＣＬ－チリ			
国立産業財産機関（チリ）	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(ⅰ)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＣＮ－中国			
中国国家知識産権局 （ＣＮＩＰＡ）	無	無	微生物の科学名（ラテン名を付す），微生物の特徴に関する関連情報，微生物試料寄託機関の寄託受領書及び生存証明書
中国国家知識産権局（ＣＮＩＰＡ）に対する特許手続上，寄託はＣＧＭＣＣ，ＣＣＴＣＣ若しくはＧＤＭＣＣ（詳細はこの附属書参照），又は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる。特許手続上の寄託は，出願日前（若しくは優先権主張がされている場合には優先日前），又は遅くとも出願日若しくは優先日当日までに行う。			
ＣＯ－コロンビア			
商工監督局（コロンビア）	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
ＣＵ－キューバ			
キューバ産業財産庁	出願時に（出願の一部として）寄託機関の名称，寄託日及び受託番号	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
出願日又は該当すれば優先権主張日から16か月以内に受託証を提出しなければならない。			
ＣＺ－チェコ共和国			
チェコ共和国産業財産庁	出願時に（出願の一部として）寄託機関の名称及び受託番号	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，生物材料の特徴に関する情報

L 微生物及びその他の生物材料の寄託 L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＤＥ－ドイツ			
ドイツ特許商標庁	生物材料寄託令 *(BioMatHintV)* 第1条(1)第3号及び第3条(2)： 寄託機関の名称及びあて名は出願の時(出願の一部として) 出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前に受託番号 出願人が一件書類閲覧の権利が存在している旨の通知を受けた場合には，当該通知から１か月以内に受託番号	生物材料寄託令 第1条(1)第2号： 出願の時（出願の一部として）	生物材料寄託令 第1条(1)第2号： 出願人が可能な限り，生物材料の特徴に関する情報

ドイツ特許商標庁に対する特許手続に関する寄託は，特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約に基づき国際寄託当局の地位を取得している寄託機関（附属書で更に公表されている），並びに，出願人及び寄託者から法律的，経済的及び組織的に独立しており，生物材料寄託令に基づき，試料を適切に保管及び分譲していることが承認されているすべての科学機関に対して行うことができる。

出願人は，特許付与まで，又は出願が拒絶若しくは取下げとなった場合には出願日から20年が経過するまで，出願人が指名する独立した専門家にのみ試料を分譲するよう請求することができる。この請求は，国際出願を公開するための技術的準備が完了したとみなされる時までにドイツ特許商標庁に対して行う。

出願人は出願時に，2005年1月24日の生物材料寄託令に基づき試料を分譲する旨の，無条件かつ撤回不可能な承認を寄託機関に対して行い，更に第三者が生物材料を寄託する場合には，寄託者が当該効果について承諾している旨の文献証拠を提出する。

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＤＪ－ジブチ			
ジブチ産業財産商務庁 （ＯＤＰＩＣ）	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
ジブチ産業財産商務庁（ＯＤＰＩＣ）に対する特許手続上，寄託は国際出願日以前に行わなければならない。微生物の寄託が行われた寄託機関が発行した，寄託及びその受託を証明する受領書を，ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内にＯＤＰＩＣに提出しなければならない。 出願人以外の者が生物材料を寄託した場合には，寄託の言及に，寄託者の氏名又は名称及びあて名，並びに，寄託者が，出願人が出願において生物材料の寄託について言及することを許可しており，寄託材料を公衆に利用可能な状態に置くことについて無条件かつ撤回不可能な同意を示している旨の申立書を含まなければならない。			
ＤＫ－デンマーク			
デンマーク特許商標庁	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り微生物の特徴に関する重要情報すべて
出願人は，（デンマーク特許商標庁により）出願が公衆の閲覧に供されるまで又は公衆の閲覧に供されることなくデンマーク特許商標庁により最終決定がされるまで，試料の分譲は当該技術の専門家に対してのみ行うことを請求することができる。その旨の請求は，出願がデンマーク特許法第22条(7)及び第33条(3)，並びに特許及び補充的保護証明書に関するデンマーク令第24条(1)の規定により公衆が知ることができるようにされるまでに出願人がデンマーク特許商標庁に行わなければならない。当該請求が出願人によってされている場合，第三者による試料の分譲の請求は使用できる専門家を表示しなければならない。専門家はデンマーク特許商標庁が作成する承認済専門家の名簿に登録されている者又は個別事件において出願人が承認する者である（特許及び補充的保護証明書に関するデンマーク令第24条(2)）。			
ＤＯ－ドミニカ共和国			
国立産業財産庁 （ドミニカ共和国）	出願の時（明細書に記載しなければならない）	出願の時（明細書に記載しなければならない）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
更なる詳細については産業財産に関する2000年5月8日の法律No. 20-00，第13条(3)及び(4)を参照されたい。			

L 微生物及びその他の生物材料の寄託 L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＥＡ－ユーラシア特許機構			
ユーラシア特許庁（ＥＡＰＯ）	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前	出願の時（明細書に記載しなければならない）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
ユーラシア特許庁に対する特許手続上，寄託はいかなる寄託機関にも行うことができる。			
ＥＣ－エクアドル			
国立知的財産局 （ＳＥＮＡＤＩ） （エクアドル）	出願日以前に寄託がされたことの届け出については出願時	無	無
ＥＰ－欧州特許機構			
欧州特許庁（ＥＰＯ）	無	出願の時	出願人が可能な限り，生物材料の特徴に関する情報

ＣＮＣＭに対する寄託は，ブダペスト条約に基づき，又は，細胞培養（cell cultures），マイコプラズマ（mycoplasma）及びリケッチア属（rickettsiae）の寄託に関する限り，ＥＰＯとの二国間の取決めに基づき行うことができる。

欧州特許の付与の言及を公告するまで，又は，出願が拒絶され，取り下げられ，若しくは取り下げられたものとみなされた場合には出願日から20年間，ＥＰＣ規則33(1)の規定に従い，生物材料を，請求人により推薦された専門家にのみ試料分譲されることを可能とすることを出願人が希望しており（ＥＰＣ規則32(1)），国際出願の公開がＥＰＯ公用語の１つ（英語，フランス語，ドイツ語）によって行われる場合，出願人は，その公開のための技術的な準備が完了する前に，書面で，その旨を国際事務局に通報しなければならない。この書面は国際出願の明細書及び請求の範囲から分離されなければならず，ＰＣＴに基づく実施細則209号に言及され，https://www.wipo.int/pct/en/docs/forms/ro/editable/ed-ro134.pdf のＷＩＰＯウェブサイトから入手可能である，様式ＰＣＴ／ＲＯ／134によることが望ましい。

国際出願がＥＰＯ公用語の１つ（英語，フランス語，ドイツ語）によって公開されない場合であっても，欧州段階においてＥＰＣ第153条(4)に基づく国際出願の翻訳文を公開するための技術的準備が完了する前であればＥＰＣ規則32(1)に基づく陳述書を提出することができる。この場合には，専門家のオプションを選択した事実が出願の公開翻訳文フロントページに記載される。国際出願を公開するための技術的準備が完了した後にＥＰＣ規則32(1)に基づき受理した情報（又は該当すれ

Ｌ　微生物及びその他の生物材料の寄託　Ｌ

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁（又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(ⅰ)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	

ＥＰ－欧州特許機構（続き）

ば，ＥＰＣ第153条(4)に規定する出願の翻訳文）は考慮されず，結果として生物材料はＰＣＴ規則13の2.6及びＥＰＣ規則33(1)に規定するように，いかなる者も専門家を介さずに利用可能となる（生物材料の利用を含む又はそれに関連する発明に関する2010年7月7日付欧州特許庁通達，0J EP0 10/2010，498頁以降を参照）。

注意：発明が，出願日において公衆の利用が不可能であって出願人以外の者が寄託した生物材料の利用を含む又はその生物材料に関するものである場合，その寄託についての言及には，出願に寄託者の氏名若しくは名称及びあて名を含まなければならず，更に，寄託者は出願で寄託材料について言及する権限を出願人に与えており，欧州特許条約（ＥＰＣ）規則31(1)(d)に従い寄託された材料が公衆に利用可能となる旨の，無条件かつ撤回不能な同意を寄託者が出願人に与えている申立書を含まなければならない。この記載事項（寄託者の氏名若しくは名称及びあて名，並びに申立書）が国際出願時の生物材料の寄託に関する言及に含まれていない場合であっても，国際特許出願の出願日又は優先権を主張していれば優先日から16か月以内であれば国際事務局に提出することができる。国際公開の技術的準備が完了する前にこの記載事項が国際事務局に到着すれば，この期間は満たされたものとみなされる（ＰＣＴ規則13の2.4(a)）。出願人がＰＣＴ第21条(2)(b)に基づき早期公開を請求する場合，この記載事項は遅くとも国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局に提出しなければならない（ＰＣＴ規則13の2.4(c)）。この期間を遵守しなかった場合には，欧州段階移行時に，権利回復又は手続続行のいずれの方法による救済も不可能となる。この結果，出願は，不十分な開示（ＥＰＣ第83条）を理由として，審査手続においてＥＰＣ第97条(2)に基づき拒絶されるであろう。

ＥＳ－スペイン

スペイン特許商標庁	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，庁の通知から２か月以内	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，生物材料の特徴に関する情報

スペイン特許商標庁に対する特許手続上，寄託は，法律上認められたいずれかの寄託機関に，そしていずれの場合であっても，微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づき国際寄託当局としての地位を取得したいずれかの寄託機関に，国際出願日以前にしなければならない（スペイン特許法第25.2.a)条）。

スペイン特許を付与する言及が公告されるまで，又は出願が拒絶若しくは取下げ処分となった場合には出願日から20年間，独立した専門家に対する試料の交付によってのみ，スペイン特許法第45条の規定に基づく生物材料の入手を可能とするよう出願人が希望するのであれば，出願人は，国際出願の公開の技術的準備が完了するまでに，その旨を国際事務局に書面での申立によって通知しなければならない。この申立は，国際出願の明細書及び請求の範囲とは別個のものでなければならず，望ましくは，ＰＣＴに基づく実施細則第209号で言及する様式ＰＣＴ／ＲＯ／134によって作成しなければならない。

L 微生物及びその他の生物材料の寄託 L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＦＩ－フィンランド			
フィンランド特許登録庁（ＰＲＨ）	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り生物材料の特徴に関する重要情報すべて

出願人は，フィンランド特許登録庁（ＰＲＨ）により特許付与の言及の公告が行われるまで，又はフィンランド特許登録庁（ＰＲＨ）により特許付与することなしに最終決定がされた時には出願日から20年を経過するまで，出願人は試料の分譲を当該技術分野の専門家に対してのみ行うことを請求することができる。その旨の請求は，優先日から16か月を経過するまでに出願人が（様式ＰＣＴ／ＲＯ／134によることが望ましい）国際事務局に行わなければならない。当該請求が出願人によってされている場合には，第三者による試料の分譲の請求は使用できる専門家を表示しなければならない。専門家はフィンランド特許登録庁（ＰＲＨ）が作成する承認済専門家の名簿に登録されている者又は個別事件で出願人が承認する者である。

ＧＢ－英国			
知的財産庁[1]（英国）	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前	出願の時	出願時の出願明細書には生物材料の特徴に関して出願人が入手可能な関係情報を含まなければならない

知的財産庁[1]（英国）に対する特許手続上，寄託は世界中のいずれの寄託機関に対しても行うことができる。出願人が寄託することを望む寄託機関を選択し，かつ，寄託した培養物の試料を，2007年英国特許規則13(1)及び表１により利用できるようにすることは出願人の責任である。出願人は試料を専門家のみに分譲できる旨を，国際出願の国際公開のための技術的な準備が完了する前であれば国際事務局へ書面で（望ましくは様式ＰＣＴ／ＲＯ／134を使用して）通知することができる。

注意：発明が，出願日において公衆が利用不可能であって出願人以外の者が寄託した生物材料の利用を含む又はその生物材料に関するものである場合，出願人は優先日から16か月以内（又はその前に早期公開を請求していれば同請求以前）に，次を提出しなければならない。

（ⅰ）寄託者の氏名（名称）及びあて名

（ⅱ）寄託者が出願で寄託材料について言及する権限を出願人に与えており，2007年英国特許規則第１表に従い寄託された材料が公衆に利用可能な状態に置かれる旨の無条件かつ撤回不能な同意を出願人に示している旨の申立書

1　知的財産庁は特許庁の運営名称である。

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(ⅰ)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＧＥ－ジョージア			
ジョージア国立知的財産センター （ＳＡＫＰＡＴＥＮＴＩ）	無	無	無
ジョージア国立知的財産センター（ＳＡＫＰＡＴＥＮＴＩ）に対する特許手続上，寄託は「国の内外で科学的に認められたいかなる機関」に対しても行うことができ，これにはこの附属書に掲載されるすべての機関を含む。			
ＧＴ－グアテマラ			
知的財産登録局 （グアテマラ）	出願の時（明細書に記載しなければならない）	無	出願人が可能な限り，微生物又は他の生物材料の特徴の説明
知的財産登録局（グアテマラ）に対する特許手続上，寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる（これらの当局については，更にこの附属書に表示されており，関連する通知は https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。寄託証は国内段階移行時にスペイン語に翻訳しなければならない。			
ＨＮ－ホンジュラス			
知的財産総局 （ホンジュラス）	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
知的財産総局（ホンジュラス）に対する特許手続上，寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる（これらの当局については，更にこの附属書に表示されており，関連する通知は https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。			

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＨＲ－クロアチア			
国家知的財産庁 （クロアチア）	出願人が優先日から18か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
国家知的財産庁（クロアチア）に対する特許手続上，寄託はブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得したいずれの寄託機関にもすることができる。請求に基づき，出願の公開から特許付与までの間については，請求した者に対して若しくは出願人が請求すれば独立した専門家のみに対して，又は特許付与後は，特許の取消又は失効にかかわらず請求した者に対して，試料が利用可能となる。試料は，請求者が特許有効期間中について次を確約した場合に限り利用可能となる。 １．試料又はそこから派生する材料を第三者の利用可能な状態に置かないこと。 ２．試料又はそこから派生する材料を実験若しくは研究目的以外で使用しないこと。ただし，状況に応じて出願人又は特許権者が当該確約を明確に放棄した場合を除く。			
ＨＵ－ハンガリー			
ハンガリー知的財産庁 （ＨＩＰＯ）	出願日以前に寄託がされたことの届け出については出願時	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴及び分類学上の説明
ハンガリー知的財産庁（ＨＩＰＯ）に対する特許手続上，寄託は「相互主義の場合には国際的に周知の寄託機関」にも行うことができる。			
ＩＤ－インドネシア			
知的財産総局 （インドネシア）	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴の説明

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(ⅰ)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＩＬ－イスラエル			
イスラエル特許庁	出願の時 寄託機関の名称，寄託日及び寄託番号（明細書に記載しなければならない）	出願の時（明細書に記載しなければならない）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
ＩＮ－インド			
インド特許庁	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
インド特許庁に対する特許手続上，寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局の地位を有する寄託機関に行うことができる（これらの当局については，更にこの附属書に表示され，関連する通知は https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。更にインド特許法第10条(4)(d)(ii)を参照。			
ＩＳ－アイスランド			
アイスランド知的財産庁（ＩＳＩＰＯ）	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
出願人は，特許が付与されるまで，又は特許に至らなかった出願についてアイスランド知的財産庁（ＩＳＩＰＯ）が最終決定を行うまで，試料の分譲は当該技術の専門家に対してのみ行うことを請求できる。この請求は，出願がアイスランド特許法第22条及び第33条(3)に基づき公衆に利用可能となるまでに出願人がアイスランド知的財産庁（ＩＳＩＰＯ）に行う。当該請求を出願人が行っている場合，第三者による試料の分譲の請求は使用できる専門家を表示しなければならない。専門家はアイスランド知的財産庁（ＩＳＩＰＯ）が作成する承認済専門家の名簿に登録されている者又は個別案件において出願人が承認する者である。			

L 微生物及びその他の生物材料の寄託 L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＩＴ－イタリア			
イタリア特許商標庁	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合又は第三者に出願について通告する場合には，その請求又は通告以前に，規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された事項を提示しなければならない（法令No.30/2005，第162条(2)）	出願の時（明細書に記載しなければならない）	出願人が可能な限り，微生物又は他の生物材料の特徴の説明
イタリア特許商標庁に対する特許手続上，寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる（これらの当局については，更にこの附属書に表示されており，関連する通知は https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。			
ＪＯ－ヨルダン			
産業通商供給省産業財産保護局（ヨルダン）	出願の時 明細書の一部として又は別個に	無	出願人が可能な限り，微生物・生物材料の特徴の説明及び有用性の表示
産業通商供給省産業財産保護局（ヨルダン）に対する特許手続上，寄託はいかなる寄託機関にも行うことができる。			
ＪＰ－日本			
日本国特許庁（ＪＰＯ）	出願の時（明細書に記載しなければならない)(生物材料を受託した日付は必要ない)	出願の時（明細書に記載しなければならない）	出願人が可能な限り，生物材料の特徴に関する情報

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＫＥ－ケニア			
ケニア産業財産機関	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
ＫＲ－韓国			
韓国知的財産庁	出願の時（明細書に記載しなければならない）	無	無
韓国知的財産庁に対する特許手続上，寄託は国際出願日以前に必要である。微生物の寄託が行われた寄託機関が発行した，寄託及びその受託を証明する受領書を，ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に韓国知的財産庁に提出しなければならない。			
ＫＺ－カザフスタン			
国立知的財産機関（ＮＩＩＰ)(カザフスタン)	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
国立知的財産機関（ＮＩＩＰ)(カザフスタン）に対する特許手続上，寄託はいかなる寄託機関にも行うことができる。			
ＬＴ－リトアニア			
リトアニア共和国国家特許局	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
リトアニア共和国国家特許局に対する特許手続上，寄託はいかなる寄託機関に対しても行うことができる。			
ＬＵ－ルクセンブルク			
知的財産庁（ルクセンブルク）	無	無	無
ＬＶ－ラトビア			
ラトビア特許庁	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＭＡ－モロッコ			
モロッコ商工業財産庁 （ＯＭＰＩＣ）	出願の時（明細書に記載しなければならない）	出願の時	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
モロッコ商工業財産庁（ＯＭＰＩＣ）に対する特許手続上，微生物の寄託は，特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれかの寄託機関に対して，国際出願日前に行わなければならない（産業財産保護に関する法律No.17-97第34条，法律No.23-13及びNo.31-05で改正）。			
ＭＤ－モルドバ共和国			
国家知的財産局 （モルドバ共和国）	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
政府が指定する寄託機関又は国際寄託当局としての地位を有する機関に，国際出願の出願日以前に寄託することができる。			
ＭＫ－北マケドニア			
国家産業財産庁 （北マケドニア）	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
国家産業財産庁（北マケドニア）に対する特許手続上，寄託は当該庁が承認したいずれの国際寄託機関にも行うことができる（リストは当該庁の公報に掲載される）。第三者が次の条件を満たす場合，試料は当該第三者に提供される。第三者が，(a) 生体生物又は微生物材料の試料を利用できるよう請求する権利を有すること，(b) 特許の所定の有効期間が満了する前にいかなる第三者にも寄託された生体生物又は微生物材料の試料の入手を認めない旨を確約すること。			
ＭＵ－モーリシャス			
モーリシャス産業財産庁 （ＩＰＯＭ）	情報は現在準備中	情報は現在準備中	情報は現在準備中
ＭＸ－メキシコ			
メキシコ産業財産機関	無	出願の時（明細書に記載しなければならない）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＭＹ－マレーシア			
マレーシア知的財産公社	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前	出願の時（明細書の一部として）	微生物の特徴に関係する情報 寄託者が出願人でない場合には，寄託者からの承諾書を，出願時若しくは優先日から16か月以内，又は出願人が16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前に，出願に添付しなければならない
ＮＩ－ニカラグア			
知的財産登録局 （ニカラグア）	無	無	出願人が可能な限り微生物の特徴に関する重要情報すべて
ＮＯ－ノルウェー			
ノルウェー産業財産庁	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り微生物の特徴に関する重要情報すべて
出願人は，ノルウェー産業財産庁が出願を公衆の閲覧に供する時点から特許付与まで，又は特許が付与されず最終決定が行われるまで，又は出願の拒絶又は取下げの場合には出願日から20年間，試料の分譲を当該技術の専門家のみに対して行うことを請求できる。この請求は，出願がノルウェー特許法第33条(3)に基づき公衆の閲覧に供されるまでに出願人がノルウェー産業財産庁に行う。出願人は請求時に，第三者による試料の分譲の請求に利用すべき専門家を表示する。専門家はノルウェー産業財産庁が作成する承認済専門家の名簿に登録されている者又は個別事件で出願人が承認する者である。			
ＮＺ－ニュージーランド			
ニュージーランド 知的財産庁（ＩＰＯＮＺ）	無	出願の時（明細書の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＯＭ－オマーン			
国立知的財産庁 （商工業投資促進省） （オマーン）	無	無	無
ＰＡ－パナマ			
産業財産登録総局 （ＤＩＧＥＲＰＩ）(パナマ)	無	出願の時（出願の一部として）	寄託証の写し及び寄託生物材料を閲覧する承諾
ＰＥ－ペルー			
国立公正競争知的財産保護機関（ペルー）	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
国立公正競争知的財産保護機関（ペルー）に対する特許手続上，寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる（これらの当局については，更にこの附属書に表示されており，関連する通知は https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる)。			
ＰＨ－フィリピン			
フィリピン知的財産庁	出願の時（出願の一部として）	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
フィリピン知的財産庁に対する特許手続上，寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる。			
ＰＬ－ポーランド			
ポーランド共和国特許庁	無	無	寄託者の氏名及びあて名
ポーランド共和国特許庁に対する特許手続上，寄託は国内の寄託機関－Institute of Agricultural and Food Biotechnology 及び Serum and Vaccine Research Laboratory に対しても行うことができる。			

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＰＴ－ポルトガル			
国立産業財産機関 （ポルトガル）	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
国立産業財産機関（ポルトガル）に対する特許手続上，寄託は微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれかの寄託機関に対して，国際出願日以前に行わなければならない。			
ＱＡ－カタール			
知的財産部（カタール）	無	無	無
ＲＯ－ルーマニア			
国家発明商標庁 （ルーマニア）	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する重要情報すべて
ＲＳ－セルビア			
知的財産庁（セルビア）	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する説明
ＲＵ－ロシア連邦			
連邦知的財産局 (Rospatent)(ロシア連邦)	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
連邦知的財産局(Rospatent)(ロシア連邦)に対する特許手続上，寄託はいかなる寄託機関に対しても行うことができる。			

L 微生物及びその他の生物材料の寄託 L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
	規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	
ＳＥ－スウェーデン			
スウェーデン知的財産庁 （ＰＲＶ）	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
出願人は，スウェーデン知的財産庁（ＰＲＶ）により特許が付与されるまで又は特許付与に至らない最終決定がなされた場合に，試料の分譲を当該技術の専門家に対してのみ行うことを請求することができる。出願日から20年を経過するまでに，拒絶又は取下げとなった出願についても同様の請求を行うことができる。専門家のみに試料を分譲するよう制限する旨の請求は，出願人が，遅くとも出願を公開するための技術的準備が完了する日までに，スウェーデン知的財産庁（ＰＲＶ）に対して行う。			
ＳＧ－シンガポール			
シンガポール知的財産庁	出願人が優先日から16か月経過前の早期公開を請求する場合には，当該請求以前	無	無
出願人は，微生物の試料の分譲は，専門家に対してのみ行うことを請求することができる。その旨の請求は，国際出願の公開のための技術的な準備が完了する前に，出願人が国際事務局に提出しなければならない。			
ＳＫ－スロバキア			
スロバキア共和国 産業財産庁	出願時に（出願の一部として）寄託機関の名称，あて名及び受託番号	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り，生物材料の特徴に関する情報

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合） 規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(ⅰ)から(ⅲ)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
ＳＶ－エルサルバドル			
国立登録センター（ＣＮＲ)(エルサルバドル)	無	無	出願人が可能な限り，微生物又はその他の生物材料に関する特徴の説明及び有用性の表示
国立登録センター（ＣＮＲ)(エルサルバドル）に対する特許手続上，寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる。			
ＴＪ－タジキスタン			
タジキスタン共和国経済発展貿易省国立特許情報センター	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
タジキスタン共和国経済発展貿易省国立特許情報センターに対する特許手続上，寄託はいかなる機関に対しても行うことができる。			
ＴＭ－トルクメニスタン			
トルクメニスタン財務経済省国家知的財産局	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
トルクメニスタン財務経済省国家知的財産局に対する特許手続上，寄託はいかなる機関に対しても行うことができる。			
ＴＲ－トルコ			
トルコ特許商標庁（Turkpatent）	無	出願の時（明細書に記載しなければならない）	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
トルコ特許商標庁（Turkpatent）に対する特許手続上，寄託はいかなる専門寄託機関にも行うことができる。			
ＵＡ－ウクライナ			
国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」(UANIPIO)	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」(UNAIPIO）に対する特許手続上，寄託はいかなる寄託機関に対しても行うことができる。			

L 微生物及びその他の生物材料の寄託 L

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 （又は選択官庁）	出願人が次の事項を届け出なければならない16か月よりも早い時期（該当する場合） 規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された事項	右欄において特定された追加事項	該当する国内官庁からの通知に基づく追加の義務的（規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規定された以外の）記載事項（該当する場合）
ＵＧ－ウガンダ			
ウガンダ登録局 （ＵＲＳＢ）	出願の時（生物材料を受託した日付は必要ない）	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
寄託された微生物が生存していない又はその他の理由によって寄託機関による試料の交付が不可能になり，寄託された微生物を寄託機関から入手不可能となり，引き続き入手可能な他の寄託機関に微生物が移送されていない場合であっても，寄託者が，寄託機関から交付中止について通知を受けた日から３か月以内に，最初に行われた微生物の新たな寄託を行い，新たな寄託日から４か月以内に，寄託機関が発行した受託証の写しを，特許又は出願番号の記載と併せて登録局に送付した場合，入手不可能な状況は生じなかったものと解釈される。新たな寄託には，新たに寄託された微生物が最初に寄託された微生物と同一である旨を示す，寄託者が署名した陳述書を添付する。			
ＵＳ－アメリカ合衆国			
米国特許商標庁 （ＵＳＰＴＯ）	無	出願の時	可能な限り，具体的に十分特定されて審査を可能とする，寄託生物材料の説明
有効な特許出願日後に原寄託を行う場合，出願人は，その事実を確証する立場にある者による供述書であって，寄託した生物材料が出願時の出願によって具体的に特定された生物材料である旨を記載したものをすみやかに提出しなければならない（37 CFR 1.804(b)参照）。 ＵＳＰＴＯに対する特許手続上，寄託はＵＳＰＴＯが適切と認めたいかなる寄託機関に対しても行うことができる（37 CFR 1.803参照）。			
ＵＹ－ウルグアイ			
国立産業財産局 （ＤＮＰＩ）(ウルグアイ)	出願時に明細書の一部として	無	出願人が可能な限り，微生物又はその他の生物材料に関する特徴の説明及び有用性の表示
国立産業財産局（ＤＮＰＩ）(ウルグアイ）に対する特許手続上，寄託はいかなる寄託機関に対しても行うことができる。			
ＺＡ－南アフリカ			
企業知的財産委員会 （ＣＩＰＣ）(南アフリカ)	無	無	出願人が可能な限り，微生物の特徴に関する情報
企業知的財産委員会(ＣＩＰＣ)(南アフリカ）に対する特許手続上，寄託はいかなる寄託機関に対しても行うことができる。			

L 微生物及びその他の生物材料の寄託 L

ブダペスト条約第７条に基づく国際寄託当局のリスト

2024年9月9日現在のリストである。以下のリストの原文は次のリンクから利用可能である。

http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/idalist.pdf

また各当局の詳細な要件については次のリンクを参照されたい。

https://www.wipo.int/budapest/en/guide/section_d/subsection_c.html

機関名	国名	地位取得日
Agricultural Research Service Culture Collection (NRRL)	米国	1981年 1月31日
All-Russian Collection of Industrial Microorganisms (VKPM)	ロシア連邦	1987年 8月31日
American Type Culture Collection (ATCC)	米国	1981年 1月31日
Banco Español de Algas (BEA)	スペイン	2005年10月28日
Belgian Coordinated Collections of Microorganisms (BCCM)	ベルギー	1992年 3月 1日
CABI Bioscience, UK Centre (IMI)	英国	1983年 3月31日
China Center for Type Culture Collection (CCTCC)	中国	1995年 7月 1日
China General Microbiological Culture Collection Center (CGMCC)	中国	1995年 7月 1日
Colección Chilena de Recursos Genéticos Microbianos (CChRGM)	チリ	2012年 3月26日
Colección de Microorganismos del Centro Nacional de Recursos Genéticos (CM-CNRG)	メキシコ	2015年 8月25日
Colección Española de Cultivos Tipo (CECT)	スペイン	1992年 5月31日
Collection nationale de cultures de micro-organismes (CNCM)	フランス	1984年 8月31日
Collection of Eubiotic and Epiphytic Microorganisms (CEEM)	ロシア連邦	2024年 8月29日
Collection of Industrial Yeasts DBVPG	イタリア	1997年 1月31日
Collection of Plasmids and Microorganisms (KPD)	ポーランド	2023年 1月26日
Culture Collection of Algae and Protozoa (CCAP)	英国	1982年 9月30日
Culture Collection of Switzerland AG (CCOS)	スイス	2017年 1月16日
Culture Collection of Yeasts (CCY)	スロバキア	1992年 8月31日
Czech Collection of Microorganisms (CCM)	チェコ共和国	1992年 8月31日
European Collection of Cell Cultures (ECACC)	英国	1984年 9月30日
Guangdong Microbial Culture Collection Center (GDMCC)	中国	2016年 1月 1日
IAFB Collection of Industrial Microorganisms	ポーランド	2000年12月31日
International Depositary Authority of Canada (IDAC)	カナダ	1998年11月30日
独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）特許生物寄託センター（IPOD）	日本	1981年 5月 1日
Istituto Zooprofilattico Sperimentale della Lombardia e dell'Emilia Romagna "Bruno Ubertini" (IZSLER)	イタリア	2015年 2月 9日
Korean Agricultural Culture Collection (KACC)	韓国	2015年 5月 1日
Korean Cell Line Research Foundation (KCLRF)	韓国	1993年 8月31日
Korean Collection for Type Cultures (KCTC)	韓国	1990年 6月30日
Korean Culture Center of Microorganisms (KCCM)	韓国	1990年 6月30日
Lady Mary Fairfax CellBank Australia (CBA)	オーストラリア	2010年 2月22日
Leibniz-Institute DSMZ - Deutsche Sammlung von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH (DSMZ)	ドイツ	1981年10月 1日
Microtaca da Universidade de Minho (MUM)	ポルトガル	2025年 2月20日
Microbial Culture Collection (MCC)	インド	2011年 4月 9日
Microbial Strain Collection of Latvia (MSCL)	ラトビア	1997年 5月31日

（次頁に続く）

L　微生物及びその他の生物材料の寄託　L

ブダペスト条約第７条に基づく国際寄託当局のリスト（続き）

機関名	国名	地位取得日
Microbial Type Culture Collection & Gene Bank (MTCC)	インド	2002年10月 4日
Moroccan Coordinated Collections of Microorganisms (CCMM)	モロッコ	2018年 2月20日
National Agriculturally Important Microbial Culture Collection (NAIMCC)	インド	2020年 7月28日
National Bank for Industrial Microorganisms and Cell Cultures (NBIMCC)	ブルガリア	1987年10月31日
National Collection of Agricultural and Industrial Microorganisms (NCAIM)	ハンガリー	1986年 6月 1日
National Collection of Type Cultures (NCTC)	英国	1982年 8月31日
National Collection of Yeast Cultures (NCYC)	英国	1982年 1月31日
National Collections of Industrial, Food and Marine Bacteria (NCIMB)	英国	1982年 3月31日
National Institute for Biological Standards and Control (NIBSC)	英国	2004年12月16日
独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）特許微生物寄託センター（NPMD)	日本	2004年 4月 1日
National Measurement Institute (NMI)	オーストラリア	1988年 9月30日
Ospedale Policlinico San Martino IRCCS	イタリア	1996年 2月29日
Polish Collection of Microorganisms (PCM)	ポーランド	2000年12月31日
Provasoli-Guillard National Center for Marine Algae and Microbiota (NCMA)	米国	2013年 4月26日
Russian Collection of Microorganisms (VKM)	ロシア連邦	1987年 8月31日
University of Coimbra Bacteria Culture Collection (UCCCB)	ポルトガル	2024年 4月25日
VTT Culture Collection (VTTCC)	フィンランド	2010年 8月25日
Westerdijk Fungal Biodiversity Institute (CBS)	オランダ	1981年10月 1日

（合計：52当局）

（AIPPI・JAPAN追記：日本の国際寄託当局の詳細）

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）
特許生物寄託センター（IPOD)
千葉県木更津市かずさ鎌足２－５－８，120号室
〒292-0818

https://www.wipo.int/export/sites/www/budapest/en/docs/guide/section_d/jp-ipod.pdf（WIPO英語サイト）
https://www.nite.go.jp/en/nbrc/patent/pod/index.html（ＩＰＯＤウェブサイト）

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）
特許微生物寄託センター（NPMD)
千葉県木更津市かずさ鎌足２－５－８，122号室
〒292-0818

https://www.wipo.int/export/sites/www/budapest/en/docs/guide/section_d/jp-npmd.pdf（WIPO英語サイト）
https://www.nite.go.jp/en/nbrc/patent/npmd/index.html（ＮＰＭＤウェブサイト）